

～ 転出にともなう手続きについて～

転出された方については、次の手続きが必要になる場合がありますので、ご自身で該当するものをご確認の上、担当窓口にて手続き・お問い合わせ等してください。必要な手続きを行いませんと、手当や医療費助成等が受給できない場合がありますのでご注意ください。


なお、手続きによっては、ご本人確認、マイナンバー(個人番号)確認が必要な場合があります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

*「手続きのご案内」をお渡ししている場合は、重複している項目があります。

受付時間 平日8:30～17:00(木曜日のみ20:00まで。ただし、※印の窓口を除きます。)

項目		担当窓口	備考
<input type="checkbox"/>	マイナンバー(個人番号)カード	1階④番 市民課	新住所地にカードをお持ちください。 マイナンバーカード申請中に転出された場合、マイナンバーカードは青梅市ではお受取りできません。 転入後の市区町村窓口において、マイナンバーカードの再申請についてご相談いただきますようお願いいたします。
<input type="checkbox"/>	在留カード 特別永住者証明書		転入先地での住所変更の手続きが必要です。 カードを転入先地へお持ちください。
<input type="checkbox"/>	印鑑登録		廃止となります。 印鑑登録証(おうめ市民カード)をお返してください。
<input type="checkbox"/>	青梅市国民健康保険に加入している方	1階⑦番 保険年金課	資格確認書や各種認定証をお返してください。 保険税の変更通知は世帯主の方へお送りいたします。 修学・入院・施設への入所により転出される場合は、担当窓口にお立ち寄りください。
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入している方	1階⑨番 保険年金課	手続きがありますので、担当窓口にお立ち寄りください。
<input type="checkbox"/>	介護保険証をお持ちの方	1階⑩A番 介護保険課	介護保険証等の返却手続きや、転出先により、必要な手続きがありますので、担当窓口にお立ち寄りください。
<input type="checkbox"/>	要介護(要支援)認定を受けている方		住所地特例施設へ転出される方は、引き続き青梅市が保険者になりますが、届け出が必要となりますので、担当窓口にお立ち寄りください。 一般住宅へ転出される方は、転出先市区町村で要介護(要支援)認定引き継ぎのための申請が必要です。転出から14日以内に転出先市区町村で申請を行ってください。
<input type="checkbox"/>	マル障(心身障害者医療費助成)受給者証	1階⑪番 障がい者福祉課	都内に転出される方は、交付状況連絡票をお渡しますので、担当窓口にお立ち寄りください。 都外へ転出される方は、受給者証をお返してください。
<input type="checkbox"/>	マル都医療券(難病医療費助成等)		医療券の返却が必要な場合があります。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	特定医療費(指定難病)受給者証		受給者証の返却が必要な場合があります。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	更生医療や障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援の受給者		青梅市と転出先区市町村との調整が必要となる場合がありますので、窓口でご確認ください。
<input type="checkbox"/>	重度心身障害者手当受給者		東京都の手当です。都外に転出する場合は、異動届の提出が必要です。

(裏面に続きます)

項目		担当窓口	備考
□ 各種医療費助成の医療券や受給者証をお持ちの方		健康センター ※こども家庭センター	養育医療給付を受けている方は、受給者証をお返しください。 都外へ転出する方は、小児慢性特定疾病医療券をお返しください。
		健康センター ※健康課	都外へ転出する方は、マル都医療券(大気汚染医療費助成)をお返しください。
□ 学童保育所をご利用の方		1階⑫A番 子育て応援課	退所届等の手続きが必要です。担当窓口にお立ち寄りください。
□ お子さんに関する手当や医療費助成を受けている方		1階⑫B番 こども育成課	児童手当、児童扶養手当、児童育成手当、マル乳(乳幼児医療費助成)、マル子(義務教育就学児医療費助成)、マル青(高校生等医療費助成)、マル親(ひとり親家庭等医療費助成)等の転出の手続きをしてください。 医療証をお返しください。
□ 保育園・幼稚園に通っているお子さんがいる方			保育園・幼稚園を辞める時、または引き続き保育園・幼稚園に通う時は手続きが必要です。
□ 市税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付の口座振替について		1階⑭番 収納課	市税等の納付について口座振替登録している場合、手続きが必要となることがあります。 原則、一度口座振替登録をすると、変更または取消の依頼書が提出されるまで継続されますので、口座登録の有無、振替口座名義などお問合せください。
□ 125cc以下のバイク・ミニカー・小型特殊自動車をお持ちの方		1階⑮A番 課税課	125cc以下のバイク・ミニカー・小型特殊自動車を他市町村で使用される場合は、廃車手続きをお願いします。 ※軽四輪(軽乗用車等)に関しては、軽自動車検査協会八王子支所(☎050-3816-3103)へ、軽二輪・小型二輪に関しては、八王子自動車検査登録事務所(☎050-5540-2034)へお問い合わせください。
□ 区域外就学		3階 ※教育委員会 学務課	転出後も引き続き青梅市立小・中学校へ通学を希望する場合、担当窓口にご相談ください。
□ 就学援助費 特別支援教育就学奨励費 青梅市育英資金			就学援助費・特別支援教育就学奨励費を受けている方、青梅市育英資金融資を受けている方は、担当窓口にお寄りください。
□ 市立小・中学校に通学している方			通学している学校で転校手続きをし、「在学証明書」・「教科用図書給与証明書」をお受け取りください。
□ 広報おうめ おうめ市議会だより		4階 ※秘書広報課	市内新聞販売店による戸別配布の中止の必要があります。
			*戸別配布の中止の手続きはこちらから 
□ 浄化槽・くみとり式トイレを使用している方		5階 ※清掃リサイクル課	個人管理の浄化槽・くみとり式トイレを使用している住宅から転出する場合に、浄化槽使用者の変更やくみとりの加入の取消手続きが必要となる場合がありますので、担当窓口にお問い合わせください。
□ 市営住宅にお住まいの方		5階 ※住宅課	明渡し、承継または世帯員変更の手続きが必要です。担当窓口にお問合せください。

項目		担当窓口	備考
<input type="checkbox"/>	青梅市墓地公園を使用されている方	5階 ※環境政策課	住所変更の手続きが必要です。担当窓口にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	犬を飼っている方		転入先地での住所変更の手続きが必要です。鑑札を転入先地へお持ちください。
<input type="checkbox"/>	市内に生産緑地を所有されている方	5階 ※都市計画課	住所変更の手続きが必要です。担当窓口にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	井戸・簡易水道をご使用の方	6階 ※下水道課	井戸・簡易水道が下水道や公設浄化槽に接続されている場合、世帯人数変更または廃止の手続きが必要です。担当窓口までご連絡ください。
<input type="checkbox"/>	公設浄化槽をご使用の方	6階 ※下水道課	所有者が転出される場合、担当窓口で休止の手続きが必要です。
<input type="checkbox"/>	水道の手続き	水道の使用を停止する場合、手続きが必要です。 詳しくは東京都水道局多摩お客さまセンター(0570-091-100または042-548-5110)にお問い合わせください。	